

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 高齢介護課

| | | |
|----------------|--|----------------------------|
| 許認可等の内容 | | 介護予防サービス費等の額の特例 |
| 根拠法令等及び条項 | | 介護保険法第60条 |
| 標準 処理 期間 | 根拠条項 | 未設定 |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| | 標準処理期間 | |
| 審査 基準 | 根拠条項 | 介護保険法第59条の2及び第60条 |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| | <p>【 基 準 】</p> <p>1 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける次の各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。</p> <p>(1) 介護予防サービス費の支給 第53条第2項第1号及び第2号並びに第55条第1項、第4項及び第6項</p> <p>(2) 特例介護予防サービス費の支給 第54条第3項並びに第55条第1項、第4項及び第6項</p> <p>(3) 地域密着型介護予防サービス費の支給 第54条の2第2項第1号及び第2号並びに第55条第1項、第4項及び第6項</p> <p>(4) 特例地域密着型介護予防サービス費の支給 第54条の3第2項並びに第55条第1項、第4項及び第6項</p> <p>(5) 介護予防福祉用具購入費の支給 第56条第3項、第4項及び第7項</p> <p>(6) 介護予防住宅改修費の支給 第57条第3項、第4項及び第7項</p> | |